

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																											
P.10 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	<p style="text-align: center;">030401以降適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 5%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工<sup>※1</sup>、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修<sup>※2</sup>に関する工事 3.道路標識<sup>※1</sup>、道路情報施設、電気通信設備、防護柵<sup>※1</sup>、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3.道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 5%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工<sup>※1</sup>、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修<sup>※2</sup>に関する工事 3.道路標識<sup>※1</sup>、道路情報施設、電気通信設備、防護柵<sup>※1</sup>、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3.道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）
	工種区分	工 種 内 容																																																											
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																												
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																												
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																												
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																												
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																												
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3.道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																												
河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事																																																												
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																												
	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																												
	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																												
	(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																																																												
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																												
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																												
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																												
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																												
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）																																																												
工種区分	工 種 内 容																																																												
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																												
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																												
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																												
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																												
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																												
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3.道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																												
河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識、境界杭、防護柵及び防止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6.1、2、3、4及び5に類する工事																																																												
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																												
	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																												
	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																												
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																												
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																												
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																												
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																												
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）																																																												
	1-2-②-6 10	1-2-②-6 10																																																											

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																		
P.11 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	<p style="text-align: center;">030401以降適用</p> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="421 686 1097 1340"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大都市(1)</td> <td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="3">2.0</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大都市(2)</td> <td rowspan="5">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）、（4）を対象とする。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.5</td> <td rowspan="5">2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事 (1)、(2)、(4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地（DID補正） （1）-1</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （1）-1</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り （2）-1</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.3</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地（DID補正） （1）-2</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-7 11</p>	施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正係数	適用優先	大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）、（4）を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事 (1)、(2)、(4)	市街地（DID補正） （1）-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）-1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.4	3	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （2）-1	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事	1.3	4	道路維持工事	舗装工事	市街地（DID補正） （1）-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="1384 686 2060 1340"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大都市(1)</td> <td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="3">2.0</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大都市(2)</td> <td rowspan="5">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）を対象とする。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.5</td> <td rowspan="5">2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事 (1)、(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地（DID補正） （1）-1</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （1）-1</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り （2）-1</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.3</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地（DID補正） （1）-2</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-7 11</p>	施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正係数	適用優先	大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事 (1)、(2)	市街地（DID補正） （1）-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）-1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.4	3	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （2）-1	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事	1.3	4	道路維持工事	舗装工事	市街地（DID補正） （1）-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4
	施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正係数	適用優先																																																																																															
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1																																																																																																
		電線共同溝工事																																																																																																		
		道路維持工事																																																																																																		
大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）、（4）を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2																																																																																																
		舗装工事																																																																																																		
		電線共同溝工事																																																																																																		
		道路維持工事																																																																																																		
		下水道工事 (1)、(2)、(4)																																																																																																		
市街地（DID補正） （1）-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
		橋梁保全工事																																																																																																		
一般交通影響有り （1）-1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.4	3																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
		橋梁保全工事																																																																																																		
一般交通影響有り （2）-1	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事	1.3	4																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
市街地（DID補正） （1）-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4																																																																																																
		施工地域区分			適用条件 対象	工種区分	補正係数	適用優先																																																																																												
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1																																																																																																
		電線共同溝工事																																																																																																		
		道路維持工事																																																																																																		
大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2																																																																																																
		舗装工事																																																																																																		
		電線共同溝工事																																																																																																		
		道路維持工事																																																																																																		
		下水道工事 (1)、(2)																																																																																																		
市街地（DID補正） （1）-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
		橋梁保全工事																																																																																																		
一般交通影響有り （1）-1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.4	3																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
		橋梁保全工事																																																																																																		
一般交通影響有り （2）-1	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事	1.3	4																																																																																																
		道路維持工事																																																																																																		
		舗装工事																																																																																																		
市街地（DID補正） （1）-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4																																																																																																
					2/9																																																																																															

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
 新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																									
P.13 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	030401以降適用  別表第1 共通仮設費率 第1表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え 10億円以下</th> <th>10億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> 第2表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え 3億円以下</th> <th>3億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> 第3表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え 1億円以下</th> <th>1億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>23.94</td><td>4,118.1</td><td>-0.3548</td><td>5.97</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>9.05</td><td>26.8</td><td>-0.0748</td><td>6.76</td></tr> </tbody> </table> I-2-②-10 13	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 10億円以下		10億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 3億円以下		3億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	別表第1 共通仮設費率 第1表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え 10億円以下</th> <th>10億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> </tbody> </table> 第2表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え 3億円以下</th> <th>3億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> 第3表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え 1億円以下</th> <th>1億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> <th rowspan="2">下記の 率と する</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>23.94</td><td>4,118.1</td><td>-0.3548</td><td>5.97</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>9.05</td><td>26.8</td><td>-0.0748</td><td>6.76</td></tr> </tbody> </table> I-2-②-10 13	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 10億円以下		10億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 3億円以下		3億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの	下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76
	工種区分			対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 10億円以下			10億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																		
					下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																			
		A	b																																																																																																																																																																																																																								
	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																						
	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																						
	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																						
	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																						
	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																						
	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																						
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																							
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																							
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																							
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																							
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 3億円以下		3億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
		下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																						
			A	b																																																																																																																																																																																																																							
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
		下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																						
			A	b																																																																																																																																																																																																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																							
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 10億円以下		10億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
		下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																						
			A	b																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																							
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																							
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																							
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																							
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																							
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																							
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																							
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え 3億円以下		3億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
		下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																						
			A	b																																																																																																																																																																																																																							
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
		下記の 率と する	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率と する																																																																																																																																																																																																																						
			A	b																																																																																																																																																																																																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																							
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																							

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
 新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																																		
P.14 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	030401以降適用  第4表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">1,000万円 以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え 20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率 とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> 第5表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">3億円 以下</th> <th colspan="2">3億円を超え 50億円以下</th> <th rowspan="3">50億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率 とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>13.77</td> <td>3064.8</td> <td>-0.2769</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> (3) 算定式 $K_i = A \cdot P^b$ ただし $K_i$ ：共通仮設費率(%) P：対象額(円) A・b：変数値 注) 1. $K_i$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え 20億円以下		20億円を 超えるもの	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え 50億円以下		50億円を 超えるもの	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		A	b	コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	第4表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">1,000万円 以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え 20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率 とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> 第5表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">3億円 以下</th> <th colspan="2">3億円を超え 50億円以下</th> <th rowspan="3">50億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の 率 とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> (3) 算定式 $K_i = A \cdot P^b$ ただし $K_i$ ：共通仮設費率(%) P：対象額(円) A・b：変数値 注) 1. $K_i$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え 20億円以下		20億円を 超えるもの	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え 50億円以下		50億円を 超えるもの	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88
	対象額 適用区分 工種区分			1,000万円 以下	1,000万円を超え 20億円以下			20億円を 超えるもの																																																																																																																												
下記の 率 とする					(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る																																																																																																																															
		A	b																																																																																																																																	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																															
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																															
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																															
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																															
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																															
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																															
対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え 50億円以下		50億円を 超えるもの																																																																																																																																
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る																																																																																																																																	
			A		b																																																																																																																															
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																															
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																															
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え 20億円以下		20億円を 超えるもの																																																																																																																																
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る																																																																																																																																	
			A		b																																																																																																																															
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																															
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																															
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																															
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																															
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																															
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																															
対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え 50億円以下		50億円を 超えるもの																																																																																																																																
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る																																																																																																																																	
			A		b																																																																																																																															
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																															
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																															
	I-2-②-11 14	I-2-②-11 14																																																																																																																																		

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																														
P.34 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	<p style="text-align: center;">030401以降適用</p> <p>ロ) 緊急工事の場合                      緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算                      イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大都市(1)、(2)</td> <td rowspan="5">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.2</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1)、(2)、(4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)-1</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)-1</td> <td rowspan="3">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(2)-1</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市街地(DID補正)(1)-2</td> <td rowspan="3">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)-2</td> <td rowspan="3">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(2)-2</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">5</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">6</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-2-②-46 34</p>	施工地域区分	適用条件	工種区分	補正係数	適用優先	大都市(1)、(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事(1)、(2)、(4)	市街地(DID補正)(1)-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)-1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(2)-1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	市街地(DID補正)(1)-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)-2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(2)-2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.0	6	全ての工種(※)	<p>ロ) 緊急工事の場合                      緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算                      イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大都市(1)、(2)</td> <td rowspan="5">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.2</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1)、(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)-1</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)-1</td> <td rowspan="3">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(2)-1</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市街地(DID補正)(1)-2</td> <td rowspan="3">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)-2</td> <td rowspan="3">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(2)-2</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">5</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">6</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-2-②-46 34</p>	施工地域区分	適用条件	工種区分	補正係数	適用優先	大都市(1)、(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事(1)、(2)	市街地(DID補正)(1)-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)-1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(2)-1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	市街地(DID補正)(1)-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)-2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(2)-2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.0	6	全ての工種(※)
	施工地域区分	適用条件	工種区分	補正係数	適用優先																																																																																																																											
	大都市(1)、(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	1																																																																																																																											
			舗装工事																																																																																																																													
			電線共同溝工事																																																																																																																													
			道路維持工事																																																																																																																													
			下水道工事(1)、(2)、(4)																																																																																																																													
	市街地(DID補正)(1)-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																											
			道路維持工事																																																																																																																													
			舗装工事																																																																																																																													
橋梁保全工事																																																																																																																																
一般交通影響有り(1)-1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																												
		道路維持工事																																																																																																																														
		舗装工事																																																																																																																														
一般交通影響有り(2)-1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																												
		道路維持工事																																																																																																																														
		舗装工事																																																																																																																														
市街地(DID補正)(1)-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	3																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.1	4																																																																																																																										
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																														
一般交通影響有り(1)-2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.1	5																																																																																																																										
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																														
一般交通影響有り(2)-2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.0	6																																																																																																																										
		全ての工種(※)																																																																																																																														
施工地域区分	適用条件	工種区分	補正係数	適用優先																																																																																																																												
大都市(1)、(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	1																																																																																																																												
		舗装工事																																																																																																																														
		電線共同溝工事																																																																																																																														
		道路維持工事																																																																																																																														
		下水道工事(1)、(2)																																																																																																																														
市街地(DID補正)(1)-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																												
		道路維持工事																																																																																																																														
		舗装工事																																																																																																																														
		橋梁保全工事																																																																																																																														
一般交通影響有り(1)-1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																												
		道路維持工事																																																																																																																														
		舗装工事																																																																																																																														
一般交通影響有り(2)-1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2																																																																																																																												
		道路維持工事																																																																																																																														
		舗装工事																																																																																																																														
市街地(DID補正)(1)-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	3																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.1	4																																																																																																																										
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																														
一般交通影響有り(1)-2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	4																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.1	5																																																																																																																										
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																														
一般交通影響有り(2)-2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5																																																																																																																												
		電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			1.0	6																																																																																																																										
		全ての工種(※)																																																																																																																														

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
 新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																																									
P.37 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	030401以降適用  別表第2 第1表 現場管理費率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	別表第2 第1表 現場管理費率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28
	対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																					
			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																					
		A		b																																																																																																																																							
	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																						
	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																						
	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																						
	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																						
	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																						
	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																						
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																							
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																							
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																							
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																							
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																							
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																							
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
		A	b																																																																																																																																								
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																							
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																							
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																							
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																							
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																							
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																							
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																							
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																							
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																							
	第2表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	第2表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																						
	下記の率とする		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																								
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																							
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																							
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
		A	b																																																																																																																																								
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																							
	第3表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	第3表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																															
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																						
	下記の率とする		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																								
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																							
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																							
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																							
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
		A	b																																																																																																																																								
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																							
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																							
	I-2-②-50 37	I-2-②-50 37																																																																																																																																									

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
 新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																																																		
P.38 一般共通編 第2章 工事費 の積算 ②間接工事 費	030401以降適用  第4表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> 第5表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式  <math>J_o = A \cdot Np^b</math>  ただし、<math>J_o</math>：現場管理費率(%)  <math>Np</math>：純工事費(円)  <math>A, b</math>：変数値</p> <p>(注) 1. <math>J_o</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする                  2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-51 38</p>	工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする	3億円以下	3億円を超え50億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b		コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	第4表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> 第5表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>22.92</td> <td>333.0</td> <td>-0.1371</td> <td>15.59</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式  <math>J_o = A \cdot Np^b</math>  ただし、<math>J_o</math>：現場管理費率(%)  <math>Np</math>：純工事費(円)  <math>A, b</math>：変数値</p> <p>(注) 1. <math>J_o</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする                  2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-51 38</p>	工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする	3億円以下	3億円を超え50億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b		コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24
	工種区分			適用区分	対象額		下記の率とする																																																																																																																																													
1,000万円以下					1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																															
(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																															
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																															
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																															
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																															
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																															
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																															
工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする																																																																																																																																																
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																																																																																																	
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																																																	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																															
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																															
工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする																																																																																																																																																
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																																	
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																																																	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																															
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																															
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																															
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																															
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																															
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																															
工種区分	適用区分	対象額		下記の率とする																																																																																																																																																
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																																																																																																	
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																																																	
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59																																																																																																																																															
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																															

令和2年度 山口県設計標準歩掛表 (一般共通編)  
新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	030401以降適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>(2) 算定方法 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 G = dg × J + α ただし、 G：工期延長等に伴う現場維持等の費用(単位 円 1,000円未満切り捨て) dg：工期延長等に係る現場経費率(％ 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目) J：対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て) α：積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て) (前記2-2(1)1)に示す積上げ項目)</p> <p>1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率(％ 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目) J：対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て) N：工期延長等日数(受注者の責めに帰す場合は除く)(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。 R：公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A, B, a, b：各工種毎に決まる係数(別表-1)</p>	<p>(2) 算定方法 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 G = dg × J + α ただし、 G：工期延長等に伴う現場維持等の費用(単位 円 1,000円未満切り捨て) dg：工期延長等に係る現場経費率(％ 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目) J：対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て) α：積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て) (前記2-2(1)1)に示す積上げ項目)</p> <p>1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率(％ 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目) J：対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て) N：工期延長等日数(受注者の責めに帰す場合は除く)(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。 R：公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A, B, a, b：各工種毎に決まる係数(別表-1)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>P.109</p> <p>一般共通編 第10章 工事 における工期の 延長等に伴う増 加費用の積算 ①工事における 工期の延長等 に伴う増加費用 の積算について</p>	<p>別表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数c</th> <th rowspan="2">係数d</th> </tr> <tr> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>—</td><td>—</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>1909.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>13.9999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路橋道施設工事</td><td>410.4</td><td>—</td><td>—</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>413.5</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1.0655</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>堤防工事</td><td>521.4</td><td>—</td><td>—</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>488.2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>堤防改良工事</td><td>78.9</td><td>—</td><td>—</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>橋樑架設工事</td><td>4706.3</td><td>—</td><td>5919.2</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>8.9500</td><td>0.2006</td></tr> <tr><td>橋樑改修工事</td><td>1238.0</td><td>—</td><td>—</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1391.1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2884</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋樑保全工事</td><td>3393.5</td><td>—</td><td>—</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>橋脚工事</td><td>923.0</td><td>1754.5</td><td>1331.5</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2725</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>高脚橋等工事(引)</td><td>213.2</td><td>—</td><td>—</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1455</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>高脚橋等工事(引)</td><td>314.1</td><td>—</td><td>—</td><td>363.0</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1652</td><td>0.5095</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>—</td><td>—</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2619</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>トンネル工事(引)</td><td>275.1</td><td>—</td><td>—</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1797</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>362.0</td><td>363.4</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1633</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>—</td><td>—</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>633.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2406</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>103.2</td><td>—</td><td>—</td><td>133.3</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.0975</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>282.4</td><td>—</td><td>—</td><td>333.1</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1770</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>366.6</td><td>—</td><td>—</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1940</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>186.2</td><td>—</td><td>—</td><td>225.2</td><td>205.4</td><td>205.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1401</td><td>0.2095</td></tr> <tr><td>河川工事</td><td>115.9</td><td>—</td><td>—</td><td>115.9</td><td>115.9</td><td>115.9</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.0821</td><td>0.3621</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>91.3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1633</td><td>0.3983</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>266.2</td><td>323.7</td><td>320.4</td><td>283.4</td><td>283.1</td><td>320.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1540</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>1338.5</td><td>—</td><td>—</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2880</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第1編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p>	工種区分	係数A					係数B					係数c	係数d	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	1909.0	—	—	—	—	13.9999	0.1615	河川・道路橋道施設工事	410.4	—	—	453.5	452.4	413.5	—	—	—	—	1.0655	0.3057	堤防工事	521.4	—	—	550.7	561.8	488.2	—	—	—	—	4.2009	0.2226	堤防改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	79.4	—	—	—	—	2.4722	0.2611	橋樑架設工事	4706.3	—	5919.2	5307.1	5271.4	5307.1	—	—	—	—	8.9500	0.2006	橋樑改修工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1391.1	—	—	—	—	0.2884	0.3394	橋樑保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	—	—	—	—	1.6260	0.2838	橋脚工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	—	—	—	—	0.2725	0.3147	高脚橋等工事(引)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	—	—	—	—	0.1455	0.3598	高脚橋等工事(引)	314.1	—	—	363.0	354.7	354.7	—	—	—	—	0.1652	0.5095	トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	—	—	—	—	0.2619	0.4194	トンネル工事(引)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	—	—	—	—	0.1797	0.4132	道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	—	—	—	—	0.1633	0.2898	河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	633.0	—	—	—	—	0.2406	0.2114	下水道工事(引)	103.2	—	—	133.3	119.9	116.7	—	—	—	—	0.0975	0.3472	下水道工事(引)	282.4	—	—	333.1	306.7	308.7	—	—	—	—	0.1770	0.3060	下水道工事(引)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	—	—	—	—	0.1940	0.2589	下水道工事(引)	186.2	—	—	225.2	205.4	205.4	—	—	—	—	0.1401	0.2095	河川工事	115.9	—	—	115.9	115.9	115.9	—	—	—	—	0.0821	0.3621	河川工事(引)	91.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3983	河川工事(引)	266.2	323.7	320.4	283.4	283.1	320.0	—	—	—	—	0.1540	0.6165	河川工事(引)	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	—	—	—	—	0.2880	0.2249	<p>別表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数c</th> <th rowspan="2">係数d</th> </tr> <tr> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> <th>一般労働者単価(円)</th> <th>大層単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>—</td><td>—</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>1909.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>13.9999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路橋道施設工事</td><td>410.4</td><td>—</td><td>—</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>413.5</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1.0655</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>堤防工事</td><td>521.4</td><td>—</td><td>—</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>488.2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>堤防改良工事</td><td>78.9</td><td>—</td><td>—</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>橋樑架設工事</td><td>4706.3</td><td>—</td><td>5919.2</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>8.9500</td><td>0.2006</td></tr> <tr><td>橋樑改修工事</td><td>1238.0</td><td>—</td><td>—</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1391.1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2884</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋樑保全工事</td><td>3393.5</td><td>—</td><td>—</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>橋脚工事</td><td>923.0</td><td>1754.5</td><td>1331.5</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2725</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>高脚橋等工事(引)</td><td>213.2</td><td>—</td><td>—</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1455</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>高脚橋等工事(引)</td><td>314.1</td><td>—</td><td>—</td><td>363.0</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1652</td><td>0.5095</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>—</td><td>—</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2619</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>トンネル工事(引)</td><td>275.1</td><td>—</td><td>—</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1797</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>362.0</td><td>363.4</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1633</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>—</td><td>—</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>633.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2406</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>103.2</td><td>—</td><td>—</td><td>133.3</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.0975</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>282.4</td><td>—</td><td>—</td><td>333.1</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1770</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>366.6</td><td>—</td><td>—</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1940</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>下水道工事(引)</td><td>186.2</td><td>—</td><td>—</td><td>225.2</td><td>205.4</td><td>205.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1401</td><td>0.2095</td></tr> <tr><td>河川工事</td><td>115.9</td><td>—</td><td>—</td><td>115.9</td><td>115.9</td><td>115.9</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.0821</td><td>0.3621</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>91.3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1633</td><td>0.3983</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>266.2</td><td>323.7</td><td>320.4</td><td>283.4</td><td>283.1</td><td>320.0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.1540</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>河川工事(引)</td><td>1338.5</td><td>—</td><td>—</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.2880</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第1編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p>	工種区分	係数A					係数B					係数c	係数d	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	1909.0	—	—	—	—	13.9999	0.1615	河川・道路橋道施設工事	410.4	—	—	453.5	452.4	413.5	—	—	—	—	1.0655	0.3057	堤防工事	521.4	—	—	550.7	561.8	488.2	—	—	—	—	4.2009	0.2226	堤防改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	79.4	—	—	—	—	2.4722	0.2611	橋樑架設工事	4706.3	—	5919.2	5307.1	5271.4	5307.1	—	—	—	—	8.9500	0.2006	橋樑改修工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1391.1	—	—	—	—	0.2884	0.3394	橋樑保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	—	—	—	—	1.6260	0.2838	橋脚工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	—	—	—	—	0.2725	0.3147	高脚橋等工事(引)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	—	—	—	—	0.1455	0.3598	高脚橋等工事(引)	314.1	—	—	363.0	354.7	354.7	—	—	—	—	0.1652	0.5095	トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	—	—	—	—	0.2619	0.4194	トンネル工事(引)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	—	—	—	—	0.1797	0.4132	道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	—	—	—	—	0.1633	0.2898	河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	633.0	—	—	—	—	0.2406	0.2114	下水道工事(引)	103.2	—	—	133.3	119.9	116.7	—	—	—	—	0.0975	0.3472	下水道工事(引)	282.4	—	—	333.1	306.7	308.7	—	—	—	—	0.1770	0.3060	下水道工事(引)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	—	—	—	—	0.1940	0.2589	下水道工事(引)	186.2	—	—	225.2	205.4	205.4	—	—	—	—	0.1401	0.2095	河川工事	115.9	—	—	115.9	115.9	115.9	—	—	—	—	0.0821	0.3621	河川工事(引)	91.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3983	河川工事(引)	266.2	323.7	320.4	283.4	283.1	320.0	—	—	—	—	0.1540	0.6165	河川工事(引)	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	—	—	—	—	0.2880	0.2249
工種区分	係数A					係数B					係数c	係数d																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	1909.0	—	—	—	—	13.9999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川・道路橋道施設工事	410.4	—	—	453.5	452.4	413.5	—	—	—	—	1.0655	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
堤防工事	521.4	—	—	550.7	561.8	488.2	—	—	—	—	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
堤防改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	79.4	—	—	—	—	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑架設工事	4706.3	—	5919.2	5307.1	5271.4	5307.1	—	—	—	—	8.9500	0.2006																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑改修工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1391.1	—	—	—	—	0.2884	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	—	—	—	—	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋脚工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	—	—	—	—	0.2725	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
高脚橋等工事(引)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	—	—	—	—	0.1455	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
高脚橋等工事(引)	314.1	—	—	363.0	354.7	354.7	—	—	—	—	0.1652	0.5095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	—	—	—	—	0.2619	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
トンネル工事(引)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	—	—	—	—	0.1797	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	—	—	—	—	0.1633	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	633.0	—	—	—	—	0.2406	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	103.2	—	—	133.3	119.9	116.7	—	—	—	—	0.0975	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	282.4	—	—	333.1	306.7	308.7	—	—	—	—	0.1770	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	—	—	—	—	0.1940	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	186.2	—	—	225.2	205.4	205.4	—	—	—	—	0.1401	0.2095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事	115.9	—	—	115.9	115.9	115.9	—	—	—	—	0.0821	0.3621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	91.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3983																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	266.2	323.7	320.4	283.4	283.1	320.0	—	—	—	—	0.1540	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	—	—	—	—	0.2880	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	係数A					係数B					係数c	係数d																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)	大層単価(円)	一般労働者単価(円)	大層単価(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	1909.0	—	—	—	—	13.9999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川・道路橋道施設工事	410.4	—	—	453.5	452.4	413.5	—	—	—	—	1.0655	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
堤防工事	521.4	—	—	550.7	561.8	488.2	—	—	—	—	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
堤防改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	79.4	—	—	—	—	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑架設工事	4706.3	—	5919.2	5307.1	5271.4	5307.1	—	—	—	—	8.9500	0.2006																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑改修工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1391.1	—	—	—	—	0.2884	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋樑保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	—	—	—	—	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋脚工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	—	—	—	—	0.2725	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
高脚橋等工事(引)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	—	—	—	—	0.1455	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
高脚橋等工事(引)	314.1	—	—	363.0	354.7	354.7	—	—	—	—	0.1652	0.5095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	—	—	—	—	0.2619	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
トンネル工事(引)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	—	—	—	—	0.1797	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	—	—	—	—	0.1633	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	633.0	—	—	—	—	0.2406	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	103.2	—	—	133.3	119.9	116.7	—	—	—	—	0.0975	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	282.4	—	—	333.1	306.7	308.7	—	—	—	—	0.1770	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	—	—	—	—	0.1940	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
下水道工事(引)	186.2	—	—	225.2	205.4	205.4	—	—	—	—	0.1401	0.2095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事	115.9	—	—	115.9	115.9	115.9	—	—	—	—	0.0821	0.3621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	91.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3983																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	266.2	323.7	320.4	283.4	283.1	320.0	—	—	—	—	0.1540	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事(引)	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	—	—	—	—	0.2880	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	I-10-①-5 109	I-10-①-5 109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

令和2年度 山口県設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）  
 新旧対照表

適用基準日：030401

頁	新	旧																																																		
P.803 機械設備編 第1章 一般共通 ⑤請負工事 費の積算	030401以降適用	021001以降適用(021001訂正)																																																		
	表-1-7 現場管理費率																																																			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備,ダム施工機械設備,ダム管理設備</td> <td style="text-align: center;">21.89</td> <td style="text-align: center;">44.73</td> <td style="text-align: center;">-0.0479</td> <td style="text-align: center;">17.14</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備,除塵設備</td> <td style="text-align: center;">24.72</td> <td style="text-align: center;">98.08</td> <td style="text-align: center;">-0.0924</td> <td style="text-align: center;">15.41</td> </tr> </tbody> </table>		対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		水門設備,ダム施工機械設備,ダム管理設備	21.89	44.73	-0.0479	17.14	揚排水ポンプ設備,除塵設備	24.72	98.08	-0.0924	15.41																										
	対象額 適用区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																														
		下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																															
	工種区分		A	b																																																
	水門設備,ダム施工機械設備,ダム管理設備	21.89	44.73	-0.0479	17.14																																															
	揚排水ポンプ設備,除塵設備	24.72	98.08	-0.0924	15.41																																															
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路付帯設備</td> <td style="text-align: center;">22.76</td> <td style="text-align: center;">55.45</td> <td style="text-align: center;">-0.0597</td> <td style="text-align: center;">17.71</td> </tr> </tbody> </table>		対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597	17.71																															
	対象額 適用区分	300万円以下		300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																														
下記の率とする。		(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																
工種区分		A	b																																																	
道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597	17.71																																																
(2) 算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし $J_o$ : 現場管理費率 (%) $P$ : 対象額 (円) $A \cdot b$ : 変数値 (注) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。																																																				
表-1-8 据付間接費率 (‰)																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>据付間接費率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水門設備</td> <td rowspan="2">水門等</td> <td>新設</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小形水門設備</td> <td>新設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">除塵設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム施工機械設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備, トンネル非常用施設, 車両重量計設備, 車両計測設備, 消融雪設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム管理設備 (流水止設備以外)</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム監視設備 (流水止設備)</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼製付属設備</td> <td>65</td> <td>単独工事に適用</td> </tr> </tbody> </table>		工種区分		据付間接費率	備考	水門設備	水門等	新設	130	維持修繕	140	小形水門設備	新設	80	維持修繕	90	ゴム引布製起伏ゲート設備		90		揚排水ポンプ設備		140		除塵設備		110		ダム施工機械設備		110		トンネル換気設備, トンネル非常用施設, 車両重量計設備, 車両計測設備, 消融雪設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備		110		道路排水設備・共同溝付帯設備		90		ダム管理設備 (流水止設備以外)		130		ダム監視設備 (流水止設備)		80		鋼製付属設備		65	単独工事に適用
工種区分		据付間接費率	備考																																																	
水門設備	水門等	新設	130																																																	
		維持修繕	140																																																	
	小形水門設備	新設	80																																																	
		維持修繕	90																																																	
ゴム引布製起伏ゲート設備		90																																																		
揚排水ポンプ設備		140																																																		
除塵設備		110																																																		
ダム施工機械設備		110																																																		
トンネル換気設備, トンネル非常用施設, 車両重量計設備, 車両計測設備, 消融雪設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備		110																																																		
道路排水設備・共同溝付帯設備		90																																																		
ダム管理設備 (流水止設備以外)		130																																																		
ダム監視設備 (流水止設備)		80																																																		
鋼製付属設備		65	単独工事に適用																																																	
IX-1-28 803		IX-1-28 803																																																		